

平成19年11月15日(木曜日) 第 1931 号

癷 行 宮

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号 小柳印刷株式会社

> 発 行 定 日 毎週月·木曜日 購読料(送料共) 1年 36,000円

次 目

百

- ○あらたに生じた土地の確認及び町の区域への編
- ○日向東臼杵南部広域連合の規約変更の許可……(両村合併支援室)1
- ○道路の供用の開始(11件) ……(道路保全課) 4
- ○建築基準法に基づく道路の位置の指定……(建築住宅課) 6

公

- ○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状
 - 況の縦覧・・・・・・・・・(環境対策推進課) 6

監査委員公告

宮崎県告示第 887号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定によ り、公有水面埋立てによってあらたに生じた次の表に掲げる土地を 確認し、同法第 260条第1項の規定により、同地を同表の右欄に掲 げる町の区域に編入する旨、日南市長から届出があった。

平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

あ	5	た	に	生	じ	た	土	地	編入する町
日南市				2, 1	6の 2	2 のま	也先の	967.	日南市材木町

上記地番は、平成19年4月20日の登記記録による。

宮崎県告示第 888号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 291条の3第1項の規定に より、日向東臼杵南部広域連合から申請のあった日向東臼杵南部広 域連合の規約の変更については、平成19年11月6日付けで許可した。

平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第 889号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道 路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年11月15日から平成19年11月29日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の 種 類	路線名	区間	新旧の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2	西都市大字	旧	10.1 ~	82.2

19号	右松字北鶴 591番地先		10.1		
	から同市同	新	10.1	~	82.2
	大字同字 6 22番 1 地先		12.0		
	まで				

宮崎県告示第 890号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道 路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年11月15日から平成19年11月29日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路	各の	路線名	K	間	新旧	敷地幅	iの 員	延	長
番号	種	類	110 NOV. 111		[H]	の別	(x -		(メー	トル)
	国道	鱼	国道 2 22号	都城市安 町4301番	6	Ш	10.5 19.8	~	253	.5
				地先から 市同町43 番 3 地先 で	321	新	11.0 24.4	~	253	.5

宮崎県告示第 891号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道 路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年11月15日から平成19年11月29日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月15日

路線	道路	各の	路線名	X	間	新旧	敷地幅		延	長
番号	種	類			111	の別		トル)	(x-	トル)
	国道	道	国道 2 65号	大字中		Ш	5.4 12.4	~	18.0)
				78林3 班地分 同市3 大字相 有林2	頁木同 曲園国 078林 小班地	新	11.0 22.0	~	18.0)

_	
宮崎県告示第	892号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年11月15日から平成19年11月29日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路の	路線名	区間	新旧	敷地の 幅 員	延長
番号	種 類			の別	(メートル)	(メートル)
	国道	国道 2	小林市須木	旧	4.0 ~	45.0
		65号	大字中原柚		7.8	
			園国有林20			
			78林班わ 1	新	41.0 ~	45.0
			小班地先か		61.0	
			ら同市須木			
			同大字柚園			
			国有林2078			
			林班わ1小			
			班地先まで			

宮崎県告示第 893号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年11月15日から平成19年11月29日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路	各の	路線名	区	間	新旧	敷地幅	iの 員	延	長
番号	種	類	始		旧	の別	(メー		(メー	トル)
	国道	道	国道 3	東臼杵	F郡椎	III	26.0	~	52.6	3
			88号	葉村大	字大		42.0			
				河内字	大河					
				内103	9番1	新	26.0	~	52.6	3

 _			
	地先から同	80.0	
	郡同村同大		
	字同字1039		
	番1地先ま		
	で		

宮崎県告示第 894号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年11月15日から平成19年11月29日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種 類	路線名	区間	新旧の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡美 郷町南郷区 水清谷字滝	IΗ	9.7 ~ 10.3	37.1
			ノ内2692番 28地先から 同郡同町同 区水清谷同 字2692番28 地先まで	新	11.6 ~ 14.7	37.1
			東臼杵郡美 郷町南郷区 水清谷字小	IΒ	8.3 ~ 10.0	18.0
			原3068番 2 地先から同 郡同町同区 水清谷同字 3071番 1 地 先まで	新	15.4 ~ 17.2	18.0
			東臼杵郡美 郷町南郷区 水清谷字赤	IΒ	18.4 ~ 22.8	56.3
			木1696番1 地先から同 郡同町同区 水清谷同字 1695番1地 先まで	新	52.2 ~ 81.3	56.3

宮崎県告示第 895号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年11月15日から平成19年11月29日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。 平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路	各の	即か白な	∀	BB	新旧	敷地	-	延	長
番号	種	類	路線名	区	間	の別	幅 (メー		(メー	トル)
33	県道	道	都城北		具郡三	IΒ	18.7	~	58.0)
			郷線	股町フ	大字長		51.3			
				田字	大八重					
				5293₹	番3地	新	18.7	~	58.0)
				先から	う同郡		93.7			
				同町同	司大字					
				同字5	293番					
				3 地名	もまで					

宮崎県告示第 896号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道 路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年11月15日から平成19年11月29日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路の	路線名	区間	新旧	敷地の幅量	延長
番号	種 類	11 19K 1	[E]	の別	(メートル)	(メートル)
39	県道	西都南郷線	東臼杵郡美郷町南郷区	IΒ	5.0 ~ 9.8	49.0
			中渡川字中 ノ原 120番 地先から同 郡同町同区 中渡川同字 122番 3 地	新	42.4 ~ 47.0	49.0
			先まで			

宮崎県告示第 897号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。 路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年11月15日から平成19年11月29日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路	各の	路線名	区	間	新旧	敷地幅	世の員	延	長
番号	種	類				の別	(メー	トル)	(メー	トル)
225	県道	重	八重原延岡線		件郡門 大字川	旧	4.4 5.2	~	20.0)
			~ 四 / /		山中11		0.2			
				02番	1 地先	新	23.4	~	20.0)
				から	司郡同		39.4			

町同大字同 字1109番地 先まで

宮崎県告示第 898号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道 路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年11月15日から平成19年11月29日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の 種 類	路線名	区間	新旧の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
235	県道	樫原細見線	延岡市北方町二股字元屋敷亥 616	IΒ	2.9 ~ 16.5	129.0
			番 2 地先から同市同町 二股同字亥 613番 7 地 先まで	新	9.5 ~ 27.8	121.0
			延岡市北方町二股字元	IΒ	4.7 ~ 10.4	132.0
			屋敷亥 613 番 102地先 から同市同 町二股同字 亥 623番11 地先まで	新	10.6 ~ 15.3	131.8

宮崎県告示第 899号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道 路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年11月15日から平成19年11月29日まで

平成19年11月15日

路線番号		路の類	路線名	区	間	新旧の別	敷地 幅 (メー	員	延 長 (メートル)
422	県立	首	有水山 之口停 車場線	口町I 字藤 25番 から	_	新	19.6 20.2 21.0 21.6	~ ~	10.0

宮崎県告示第 900号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年11月15日から平成19年11月29日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

	路線	道路	各の	ロケッ白 な	[Z]	BB	出出的なが出口	
	番号	種	類	路線名	区	間	供用開始の期日	
		国道	道	国道 2	西都	市大字	平成19年11月15日	
				19号	右松:	字北鶴		
					591	番地先		
					から	司市同		
					大字	司字 6		
					22番	1 地先		
					まで			
Į								

宮崎県告示第 901号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年11月15日から平成19年11月29日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路の	即からな	区間	24 四間払み 押口
番号	種 類	路線名	区間	供用開始の期日
	国道	国道 2 22号	都城市安久 町4301番 6 地先から同 市同町4321 番 3 地先ま で	平成19年11月15日

宮崎県告示第 902号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年11月15日から平成19年11月29日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路の	日友も白 夕		//L III H H L // C #11 I I	
番号	種 類	路線名	区間	供用開始の期日	
	国道	国道 2	小林市須木	平成19年11月15日	
		65号	大字中原柚		

	園国有林20	
	78林班お小	
	班地先から	
	同市須木同	
	大字柚園国	
	有林2078林	
	班く小班地	
	先まで	

宮崎県告示第 903号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年11月15日から平成19年11月29日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路	各の	路線名	区	間	供用開始の期日
番号	種	類	11 NY-11		l±1	区川開州の利日
	国道	鱼	国道 2	小林	市須木	平成19年11月15日
			65号	大字	中原柚	
				園国	有林20	
				78林	班わ1	
				小班	地先か	
				ら同	市須木	
				同大	字柚園	
				国有	林2078	
				林班	わ1小	
				班地	先まで	

宮崎県告示第 904号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年11月15日から平成19年11月29日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月15日

路線	道路の	路線名	区間	供用開始の期日
番号	種 類			
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡椎 葉村大字大河 内1039番1 地先から同 郡同村同大 字同字1039 番1地先ま で	平成19年11月15日

宮崎県告示第 905号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年11月15日から平成19年11月29日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路	各の	目長も白 万		HH	//LIDBELL/ @ #0 pl
番号	種	類	路線名	区	間	供用開始の期日
	Fel Y	¥ .	日米り	击门	ヶ邢/ ギ	₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩
	国道		国道 3 88号		午郡美 南郷区	平成19年11月15日
			00.3		子字滝	
					692番	
				28地分	もから	
				同郡同	司町同	
				区水剂	青谷同	
				字269	2番28	
				地先	まで	
				東臼村	午郡美	
					南郷区	
				水清征	学字小	
				原306	8番 2	
				地先為	から同	
				郡同田	打同区	
				水清征	公司字	
					番1地	
				先ま~	で	
				東臼村	午郡美	
				郷町	南郷区	
				水清征	学字赤	
				木169	6番1	
					から同	
					打同区	
					公同字	
					番1地	
				先ま~	C	

宮崎県告示第 906号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年11月15日から平成19年11月29日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路網	線	道路	各の	ロタッウンク	EZ,	HH	W 17 88 17 0 17 17
番	号	種	類	路線名	区	間	供用開始の期日
33		県道	有	都城北鄉線	股町 田字 5293 先か 同町	県郡三 大八重 番 3 地 ら同大字 5293番	平成19年11月15日
					3 地	先まで	

宮崎県告示第 907号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年11月15日から平成19年11月29日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路の	路線名	区間	供用開始の期日
番号	種類			
39	県道	西都南郷線	東臼杵郡美郷町南郷区	平成19年11月15日
		ATHAR	中渡川字中	
			ノ原 120番	
			地先から同	
			郡同町同区	
			中渡川同字	
			122番 3 地	
			先まで	

宮崎県告示第 908号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年11月15日から平成19年11月29日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月15日

路線	道路	各の	路線名	区	間	供用開始の期日			
番号	種	類	印脉石		[E]	浜用側如り剃口			
225	県道	41	八重原延岡線	川町 内字I 02番 からI 町同	中郡門 大字川 山中11 1 地居 司郡同 大字番地	平成19年11月15日			

先まで

宮崎県告示第 909号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年11月15日から平成19年11月29日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種 類	路線名	区間	供用開始の期日
235	235 県道		県道 樫原細 延岡市北方 見線 町二股字元 屋敷亥 616 番 2 地先か ら同市同町 二股同字亥 613番 7 地 先まで	平成19年11月15日
			延岡市北方 町二股字元 屋敷亥 613 番 102地先 から同市同 町二股同字 亥 623番11 地先まで	

宮崎県告示第 910号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年11月15日から平成19年11月29日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路の	路線名	区間	供用開始の期日			
番号	種 類	#U/W/\		四四四四四			
422	県道	有水山	都城市山之	平成19年11月15日			
		之口停	口町山之口				
		車場線	字藤ノ木48				
			25番 1 地先				
			から同市同				
			町山之口同				
			字4825番 1				
			地先まで				

宮崎県告示第 911号

建築基準法 (昭和25年法律第 201号) 第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定番号	申請者氏名	位置		の概要 - トル) 延長	指 定 年月日
(日南) 19-3	緒方健一	日南市大字益安字 鉾免 801番の一部、 753番 5、752番 6、字小路里道・ 水路及び 151番 3 の一部	4.40 5.00	178.45	平成19 年 9 月 4 日
(小林) 19-8	小堀正彰	小林市大字細野字 新竹1692番3、16 93番3、1694番2、 1695番2、1696番 4、1698番3、近 接里道の一部	6.00 7.01 (有 効幅 員6. 00~ 6.05)	55.61	平成19 年 9 月 12日
(小林) 19-9	株式会社 栄興住宅 代表取締 役原田武 寛	えびの市大字原田 字蒔迫29番11	4.30	21.25	平成19 年 9 月 25日
(高鍋)	土屋恭二	児湯郡川南町大字 川南字道東 13241 番地 1	6.00	38.10	平成19 年10月 9日
(西都) 19-1	伊藤完盛	西都市大字調殿字 池田 248番 5	4.00	83.21	平成19 年10月 19日

公

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)第8条の規定により、平成18年度に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり公衆の縦覧に供する。平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 届出書その他関係書類の縦覧場所 宮崎県環境森林部環境対策推進課
- 2 縦覧期間

平成19年11月15日から平成20年11月14日まで

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第29条第1項の規定により 許可した次の開発行為に関する工事は完了した。 平成19年11月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

開発区域又は工区に 開発許可を受けた者の 含まれる地域の名称 住所及び名称 北諸県郡三股町大字樺山字稲 | 都城市妻ヶ丘町3街区14号 荷下6027-1 万代不動産株式会社 代表取締役 前田隆治

監查委員公告

平成19年3月30日付け44100-714及び平成19年6月21日付け441 00-570の監査委員による監査の結果に関する報告に対して、宮崎県 知事及び宮崎県教育委員会から、措置を講じた旨の通知があったの で、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 199条第12項の規定によ り、次のとおり公表する。

平成19年11月15日

宮崎県監査委員 城 倉 恒 雄 宮崎県監査委員 石 井 浩 二 宮崎県監査委員 水 間 篤 典 宮崎県監査委員 萩 原 耕 三

1 文化財課

(1) 監査の結果に関する報告事項

指定古墳等再編活用事業に伴う島内地下式横穴墓群のレーダ -探査業務委託について、契約書に知事印が押印されていなか ot-

(2) 措置の内容

指定古墳等再編活用事業に伴う島内地下式横穴墓群のレーダ -探査業務委託において、本来なら支出負担行為書決裁後速や かに、業務委託契約書に知事印を押印し、契約相手方に契約書 を送付すべきところを、これを行わなかったものである。指摘 を受けた平成19年2月13日当日、ただちに総務部総務課で押印 を行い、契約相手方に契約書の送付を行った。今後は、支出負 担行為決裁後、契約を締結する際には、押印等の確認を十分に 行うこととし、再発防止に努める。

2 東臼杵教育事務所

(1) 監査の結果に関する報告事項

扶養手当について、扶養親族に認定されていた配偶者の向こ う1年間の収入が130万円を超える期間が一時的に生じていた が、この間も配偶者に係る手当を支給しているものがあった。

(2) 措置の内容

事務局監査実施後、直ちに所属より配偶者の支給要件喪失に 係る扶養親族届を提出させ、平成19年3月分給与にて戻入処理 を行った。今後は、手当支給要件の事後確認を徹底し、再発防 止に努める。

- 3 教育研修センター
- (1) 監査の結果に関する報告事項

長期継続契約に係る委託料の随意契約について、契約期間全 体の執行予定額が 100万円以上のものについて予定価格調書を 作成していないものが見受けられた。

(2) 措置の内容

今回指摘を受けた原因は、規則等の認識不足により、長期継 8 都城養護学校

続契約(3カ年)の単年度の執行予定額が100万円未満だった ため、調書の作成は必要ないと判断したものである。今後は、 関係職員全員で関係規則、通知文等を見直すことで認識を深め、 職員相互のチェックが機能するよう努める。

- 4 宮崎工業高等学校
- (1) 監査の結果に関する報告事項

通勤手当について、通勤距離の認定誤りにより、支給不足と なっているものがあった。

(2) 措置の内容

事務局監査実施後、再実測を行ったところ、認定距離の誤り による手当の支給不足であることを確認した。直ちに主管課(教職員課)と協議の上、通勤手当の支給不足分(過年度追給分) については平成19年4月20日に追給処理を行った。今後は、認 定時において、正確な事実の確認に努め、認定誤りの発生を防 止する。

- 5 高原高等学校
- (1) 監査の結果に関する報告事項

育児休業後に職務復帰した職員の通勤手当について、支給手 続きがされていないものがあった。

(2) 措置の内容

職員の育児休業が終了したことに伴い、平成18年11月19日よ り復帰し、通勤の事実が発生した。当該通勤手当については、 平成18年11月分から支給すべきところを確認もれにより、手当 復活に係る電算報告が行われず、支給されなかったものである。 事務局監査実施後、直ちに平成19年2月の定例電算報告で、平 成18年11月分から平成19年1月分について追給手続きを行った。 今後は、職員の実態を十分把握し、出勤簿等と諸手当認定簿を 定期的にチェックする体制を整備し、適正な事務処理を行うよ う努める。

- 6 高鍋農業高等学校
- (1) 監査の結果に関する報告事項

委託契約事務について、見積書徴収による決定金額と契約額 が異なるものがあった。

(2) 措置の内容

前年度の契約書を複写した際に、契約金額等の修正を行わな いまま締結したものである。事務局監査実施後、直ちに正しい 金額(見積書の金額)で契約書の再作成を行った。本件指摘内 容は、部内のチェック体制がきわめて不十分であったことが原 因であった。今後は契約に係る支出負担行為書の作成時に、見 積金額と契約金額の整合性をはじめ、全ての項目について複数 の職員で厳密にチェックを行い、再発防止に努める。

- 7 延岡ろう学校
- (1) 監査の結果に関する報告事項

休暇取得者の給与について、過払いとなっているものがあっ た。

(2) 措置の内容

介護休暇を取得した職員の平成18年3月分給与について、日 割計算が発生したにもかかわらず、減額支給の手続きをしてい なかったため、過払いが生じたものである。事務局監査実施後、 直ちに本課(教職員課)と協議し、平成19年1月給与で処理を 行った。今後は、職員の勤務の実態と給与の整合性について複 数の職員で確認するとともに、給与明細の確認を月ごとに実施 し、再発防止に努める。

(1) 監査の結果に関する報告事項

扶養手当について、特定期間にある子に係る手当額の加算が されずに支給不足となっているものがあった。

(2) 措置の内容

扶養手当の支給不足分については、平成18年度分を平成19年2月の給与で追給し、平成17年度分については教職員課で処理を行い平成19年4月分給与に含めて過年度追給を行った。本件指摘は給与電算報告時において報告書のチェックが不十分であったことと、その後の給与支給内訳書と関係書類との照合確認が不十分であったことが原因である。このため、給与事務については部内の全員でチェックするとともに、毎月の給与支給内訳書も関係書類との照合を複数の担当者で読み合わせ方式で確認を行っている。

- 9 宮崎県漁業協同組合連合会
- (1) 監査の結果に関する報告事項

平成17年度宮崎県新操業形態実証化支援事業補助金について、補助金の一部を対象事業以外のために使用しているものがあった。

(2) 措置の内容

県において、連合会に対して指導を行い、平成17年度宮崎県新操業形態実証化支援事業補助金について、補助対象以外に使用した補助金を平成19年6月8日に県に返還させた。また、加算金については平成19年6月13日に県に納入させた。今後、このようなことがないよう、改善策として規則の遵守等を徹底させるとともに、理事会で必要に応じ協議を行って事業を実施させることとした。

- 10 社団法人宮崎県宅地建物取引業協会指定管理グループ
- (1) 監査の結果に関する報告事項

県営住宅の防水工事について、不適正な契約手続きをしているものが散見された。

(2) 措置の内容

県において、指定管理グループに対して、維持修繕業務の執行体制の強化を図るよう改善指導を行った。指定管理グループでは、監査結果及び県の改善指導を受けて、代表構成員である社団法人宮崎県宅地建物取引業協会に、新たに維持修繕業務を担当する専任技術職員を確保する等、業務執行体制の強化を図ることとした。

今後、県では、指定管理者から報告される維持修繕業務報告 書等の内容を精査するため、適宜、立入調査を実施することと した。